

望の士を選めぬと朝鮮人は人格をオ一とするので軍に在鮮長期が文能  
の士であるからというので人格上朝鮮人の信望を曾て縛き得なかつた人  
材が選定されたりすればこんどな思影響を及ぼすにちがいない積積  
真六郎氏の如きは信望のあつた有徳有識の方であらう

### 其三 朝鮮軍関係主要事項

- 一、日韓併合後匪賊の討伐による韓兵の損害は韓兵の治安を保持し韓  
国民の安寧を増進したもので補償すべきものは既に補償済であつて補  
償せられざるものは補償の対象とせらるる所謂兵匪草賊の類である、
- 二、朝鮮軍の土地建物その他凡そ物件は正当に契約し正当に取引し其  
補償は完済されてきて何等不当に徴用したものとばかりはな要補償物件  
に補償しなかつた例もない 終戦後米軍司令官は之を確認している、
- 三、朝鮮軍が朝鮮總督府より現金を受領して軍目的に使用したものは、  
昭和十二年以後右の種なきがあらうに申立てる向があるとするはなすは

然るも、横車にて当時の経然たる会計經理の立前と日本の制度に無智なるものか、傍が爲にせんとする態度で程造するところあり。

四 昭和二十一年以後朝鮮總督府は志願兵訓練所を設置する外壯下の予備検査や壯下訓練所に於て訓練したるは總督府の本末の業務である朝鮮人の地位向上のため努力であつて軍が直接担当したるものなり。軍の予算より支出されたり總督府から予算を送付されたるものも無い。五 朝鮮軍の兵器彈藥其他の軍需品は倉庫又は集積所に米軍に對し明細なる目録を添へて交付した。

① 予算使用残は朝鮮殘幣に費途明細書を添へて共に昭和二十一年十一月十九日大田に於て米軍に手交した。

② 兵器彈藥は米軍から命令せられた場所へ集積して明細書を照合した。米軍に手交した。米軍は其後之を海中に投棄した。

③ 飛行機、燃料は飛行場で米軍に手交した。米軍は要領を破壊した。燃料は自動車の運転に必要なる量あり日本軍に再交付した。

⑤ 被服糧秣は倉庫に於て明細書と共に米軍將校に手交し

⑥ 材料其他の軍需品は悉く前各號に準じて米軍に手交し

⑦ 朝鮮、台湾を離れる際に軍人は武装を解除し、手廻荷物一匁宛と

金壹千円(日本紙幣)を携行し日本に引揚げる外何一つ持ち帰

るものは無い

六 朝鮮に在る飛行師団は朝鮮で武装を解除し飛行機其他を米軍

に渡し以後海路日本に引揚げる物品のみ空路輸送の事実はない

七 船舶部隊と船舶其他を米軍に渡し日本に引揚げるが釜山、麗水、済

州島など南方地域は米軍の進駐がわづらひは船舶を自航して吳淞

を原の親戚部隊に帰還し、之等も朝鮮物資を運ぶに

跡は無い

八 朝鮮軍が昭和二十年になって飛行場を急造したり海岸要地に築城し

たりしが之等の土地、樹木の所有主に対しては正当な價格を以て買上り

補償したりしたので所有主から苦情など起つた事は無い

九 朝鮮軍が民間から買上げられたものの代金は完全に支拂はれた。

十 朝鮮軍が終戦後日本人中學校、小學校に宿泊したところがある。其の宿

泊は米軍の命令であつて收容されたに誤であるのと日本人の建築物を管理し

てきた校舎があるので米軍と交渉した結果無償とした。軍が引揚が

るときは十分に清掃し、レクミがらみが必要の修繕を行つて完全ならしめら

十一 従軍した朝鮮人軍人軍属に対しては日本陸軍の規定に基いて正当な給

料支拂を実行した。朝鮮以外の部隊の従軍朝鮮人に対しては其の部

隊の引揚上陸地の援護面を支拂を実行した。

十二 三八夜線以北の部隊が及ソ連、柳海、朝鮮人軍人軍属の給料其

他の支拂は出来なかつた。

十三 北朝鮮戦争地域での軍の行動に起因する損害は補償されなかつた。

十四 仁川陸軍造兵廠、朝鮮陸軍貨物廠、朝鮮陸軍燃料廠、京城航空監督

部を通じて夫々兵器、彈薬、糧秣被服薬品、蹄鉄其他の獸産材料、石油

揮発油等の燃料及飛行機各部及部品等の製作と発注による下請工場の

躍動は朝鮮民衆に至大の利益を与えてきた。之は正に感謝すべきもの一つである。